

震災復興のための 支援をご案内します。

政府では、平成 23 年度補正予算により、災害からの復旧を目指す中小企業者の皆さまに向けて、資金繰りの支援などをより拡充・強化し、お力になれるよう、最大限努力してまいります。

震災対応の金融制度を大幅に拡充します。

震災で被害を受けた事業用の施設などの
復旧・整備を支援します。

このチラシに掲載する情報を含め、どこに相談したらよいのか、お困りの皆さま、「**中小企業電話相談ナビダイヤル**」まで、お電話下さい。

0570-064-350

(9:00 ~ 17:30) (土日・祝日を含めて実施。)

※土日・祝日には、一部の地域では管轄以外の経済産業局につながる場合があります。

具体的な融資についてのご相談は、

日本政策金融公庫	平日	0120-154-505	
	土日祝日	0120-327-790	(中小企業事業)
	土日祝日	0120-220-353	(国民生活事業)
沖縄振興開発金融公庫		098-941-1795	
商工組合中央金庫	平日	0120-079-366	
	土日祝日	0120-542-711	
※受付は、平日 9:00 ~ 19:00		土日祝日 9:00 ~ 17:00	

信用保証については、お近くの信用保証協会にご相談ください。

震災対応の金融制度を大幅に拡充します。

新たに長期かつ低金利で融資が受けられる

「東日本大震災復興特別貸付」

を創設します。(日本公庫、商工中金)

一般の金融機関から借り入れる事業資金について、別枠で保証が受けられる

「東日本大震災復興緊急保証」

を創設します。(信用保証協会)

5 / 16より相談受付開始

①ご利用可能枠の拡大

震災の影響により業況が悪化している中小企業者向けに、最大で7億2千万円の範囲内でご利用いただけます。

さらに、地震・津波等により事業所が全壊・流失された方や、原発事故に係る警戒区域等^(※)の区域内の方等については、別枠で、最大で3億円の範囲内でご利用いただけます。

※警戒区域等とは、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

②貸付条件の緩和

金利について最大1.4%の引き下げ(貸付後3年間、利用限度額の枠内に限ります。)を行う他、長期でのご利用が可能となっています。

この他、本制度を利用される方のうち、地震・津波等により事業所が全壊・流失された方等には、貸付後3年間、実質金利ゼロとする措置を創設します。

①保証枠の別枠化

無担保8千万円、最大2億8千万円まで、借入額の全額(100%)を保証。

災害関係保証、セーフティネット保証と合わせて、無担保1億6千万円、最大5億6千万円まで一般保証とは別枠で利用できます。

②対象者の範囲拡大

1) 今般の震災により直接被害を受けられた方、または原発事故に係る警戒区域等^(※)の区域内の方

※警戒区域等とは、警戒区域、計画的避難区域、緊急時避難準備区域。

2) 被災区域内^(※)事業者との取引関係があり、業況が悪化している方

※被災区域は、岩手県、宮城県、福島県などの災害救助法適用地域等。

3) 風評被害による契約の解除等の影響で急激に業況が悪化している方

- 小規模事業者の方が無担保・無保証で利用できる「マル経融資」についても、被災された小規模事業者の方を対象に、融資枠の拡充(1,500万円に別枠1,000万円追加)、金利の引き下げ(▲0.3%→▲1.2%(貸付後3年間、別枠内に限ります))を実施します。
- 最寄りの商工会・商工会議所へお気軽にご相談ください。

震災で被害を受けた事業用の施設などの復旧・整備を支援します。

- ① 中小機構が、市町村の要請に応じて、仮設施設(店舗や事務所や工場など)を整備し、市町村を通じて事業者のみなさんに原則無料でお貸しします。
- ② 被災地の複数の中小企業のみなさんが一体となって復旧・復興に取り組まれる際に必要な施設などの復旧・整備の資金を、国と都道府県が連携して補助する制度を整備し、地域の復活を強力に支援します。
注) 各県で予算が成立した後に、各県より公募を開始します。
- ③ 復旧・復興に向けて取り組まれる際に、経営管理や生産管理などの様々な専門的なご相談に、中小機構や商工会、商工会議所を通じて、専門家や相談員を派遣して、支援します。